

令和8年度人権研修事業運営業務仕様書

1 業務名

令和8年度人権研修事業運営業務

2 目的

人権が尊重される社会づくりを推進するため、県民の人権学習の場として「人権入門講座」を実施する。また、同講座及び「講師スキルアップ研修」を通じて、地域や企業・団体等における人権啓発活動を支援する大分県人権啓発講師（「大分県人権啓発講師登録等に関する要綱」の規定により登録された講師。以下「人権啓発講師」という。）の発掘や育成を図る。

3 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月19日まで

4 委託業務内容

(1) 「人権入門講座」の実施

ア. 目的	○人権課題に関する基礎知識の習得や人権尊重意識の向上 ○人権啓発講師の発掘											
イ. 対象者	○人権に関わる活動を実践しているNPO・ボランティア団体等のメンバーや人権課題に関心がある一般県民 ○人権啓発講師 ○県内市町村職員（人権啓発担当者や人権に関わる各分野の施策担当者など） ○申込実人数は300人程度、うち会場での受講者数は50人程度を想定すること。											
ウ. 開催時期	○令和8年7～8月に4日間の日程で開催											
エ. 開催内容	○講座内容 (ア) 「大分県人権尊重施策基本方針（第4次）」で定める人権重点課題のうち、次の課題をテーマとする講座 [8コマ、各90分] <table border="1"><tr><td>①部落差別問題</td><td>②女性の人権問題</td><td>③高齢者の人権問題</td></tr><tr><td>④障がい者の人権問題</td><td>⑤外国人の人権問題</td><td>⑥医療をめぐる人権問題</td></tr><tr><td>⑦性的少数者の人権問題</td><td colspan="2">⑧インターネット上の人権侵害やAIをめぐる人権侵害リスク</td></tr></table> (イ) 人権総論（人権を学ぶ上でベースとなる、各種人権課題に共通する内容に関する講座） [1コマ、60分]			①部落差別問題	②女性の人権問題	③高齢者の人権問題	④障がい者の人権問題	⑤外国人の人権問題	⑥医療をめぐる人権問題	⑦性的少数者の人権問題	⑧インターネット上の人権侵害やAIをめぐる人権侵害リスク	
①部落差別問題	②女性の人権問題	③高齢者の人権問題										
④障がい者の人権問題	⑤外国人の人権問題	⑥医療をめぐる人権問題										
⑦性的少数者の人権問題	⑧インターネット上の人権侵害やAIをめぐる人権侵害リスク											

エ. 開催内容	<p>○講座の開催順 初回の1コマ目に講座内容（イ）を置き、他の開催順は任意とする。</p> <p>○開催方法 会場での対面開催及び録画配信とする。ただし、録画配信は事前申込者に限り、県が保有する YouTube アカウントでの限定配信とする。</p> <p>○講座に招へいする講師 講座内容（ア）の講師案を検討し、提案すること。最終的には、受託者と県で調整のうえ決定する。なお、講師はオンライン登壇とすることも可とする。</p> <p>○受講者は、講座プログラムの一部のみの受講も可とする。</p>
オ. 留意点	<p>○幅広い年齢層・分野の方の参加につながる広報を実施すること。</p> <p>○講座内容（イ）の講師については、県の経費によって県が手配する。</p> <p>○県内各市町村職員への周知は県が実施する。</p>

(2) 「講師スキルアップ研修」の実施

ア. 対象者	<p>○人権啓発講師（令和8年度登録者数は70名程度、次年度登録候補者若干名も対象に含む）</p> <p>○参加実人数は、前期70名、後期50名程度を想定すること</p>
イ. 目的	<p>○人権啓発講師活動に必要となる、人権に関する知識や効果的な研修手法の習得</p> <p>○講師間の交流やつながりづくり</p>
ウ. 開催時期	<p>○開催時期 [前期] 令和8年10月（1日間） [後期] 令和9年2月（2日間）</p>
エ. 開催内容	<p>[前期]</p> <p>○研修内容：「インターネット上の人権侵害」をテーマとした効果的な研修方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上の人権侵害に関する基礎知識と現状及び県が別途制作する研修動画及び資料を活用し、効果的な研修を実施するためのノウハウを習得する研修とする。 ・研修内容は、講師（県が別に指定する者）と県及び受託者との協議で決定するため、提案には含めないこと。 ・経費に次の金額を含めること。 講師謝礼：200,000円 講師旅費：72,000円（概算額、東京往復・1泊） <p>[後期]</p> <p>○研修内容：「ファシリテーター」として参加体験型（ワークショップ）の人権研修を行うことができる技術の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権研修におけるファシリテーターとは、参加体験型（ワークショップ）の研修を円滑に進行することに加え、人権課題に関するより深い学びを促進することも求められる。 ・ファシリテーターとしての役割及び研修の進め方を実践的に学べるプログラムとすること。 ・研修プログラムには、ワークショップや発表機会を設けるなど、受講者同士が主体的に学び合えるような工夫を講じること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として会場での対面型講座とする。 ・受講者は、1日のみの受講も可とする。
オ. 留意事項	○周知及び受講者の取りまとめは、県が実施する。

(3) (1) 及び (2) に係る共通事項

- ア 会場は、各研修内容に適合した会場を受託者が選定すること。会場及び備品使用料は受託者の負担とする。
- イ 録画配信データ作成に係る環境整備は、受託者において行うこととする。
- ウ 受講料は無料とする。
- エ 日程及び開催場所、開催方法、講師については、受託者と県で別途調整のうえ最終決定する。
- オ 講師費用については、謝金及び旅費（駐車場代含む）のほか、諸費用（講師用飲料等）についても受託者の負担とする。
- カ 会場で配布する講演資料の印刷は県が行う。
- キ 全ての受講者に対してアンケートを実施する。アンケート結果は取りまとめの上、(1)、(2)の終了の都度速やかに、受講者名簿とともに県に提出する。なお、アンケートの設問は県で作成する。
- ク その他運営に関する一切の業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等を県の求めに応じて報告する。

5 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の順守
受託者は、関係法令を遵守すること。
- (2) 守秘義務
受託者は、本業務を行うにあたり、受講者に係る情報等、業務上知り得た個人情報等を他に漏らし、または契約の目的外に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。